

# 地区計画運用基準

【各地区共通】

印西市都市計画課

令和元年5月

## 目 次

1	届出の手引き	1
2	届出書の様式	3
3	注意事項	4

# 1 届出の手引き

## ■届出勧告制度

- ・地区計画制度とは、各地区内で目標、方針及び地区整備計画を定め、その地域が良好な市街地環境の形成や保全を行えるようにするための地区独自の都市計画制度です。

市では、届出内容が地区整備計画に適合しているかどうかを判断し、計画内容に適合しない場合は、設計変更等の勧告を行い、適合する建築物等に誘導していきます。

## ■建築制限条例について

- ・印西市の地区計画区域は全て「印西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の適用区域となっており、地区整備計画の制限内容が建築基準法に基づくものとなるため、建築確認の審査対象となり、適合しない建築物については、建築することができません。

## ■届出に必要な行為

- ・当地区内で次の行為を行う場合は、工事着手の30日前までに印西市長宛に届出が必要です。

届出の必要な行為は次のとおりです。

行 為	内 容 説 明
(1) 土地の区画形質の変更	土地の区画の変更、切土、盛土
(2) 建築物の建築	新築、増築、改築又は移転
(3) 工作物の建設	垣又はさく並びに広告塔等の新設・増築、改修等
(4) 建築物等の用途の変更	住宅を店舗にしたり、車庫を他の用途にするなど、建築物等の用途を変更する場合

※届出が必要かどうか判断が難しいときには、都市計画課までお問い合わせください。

## ■届出先について

- ・別紙届出書（正本・副本）に必要な図書を添付し、印西市長（都市計画課）へ提出してください。
- ・なお、建築確認申請を必要とする場合は、この届出書の副本（適合印があるもの）を建築確認申請書に添付する必要があります。

ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

印西市役所 都市建設部 都市計画課

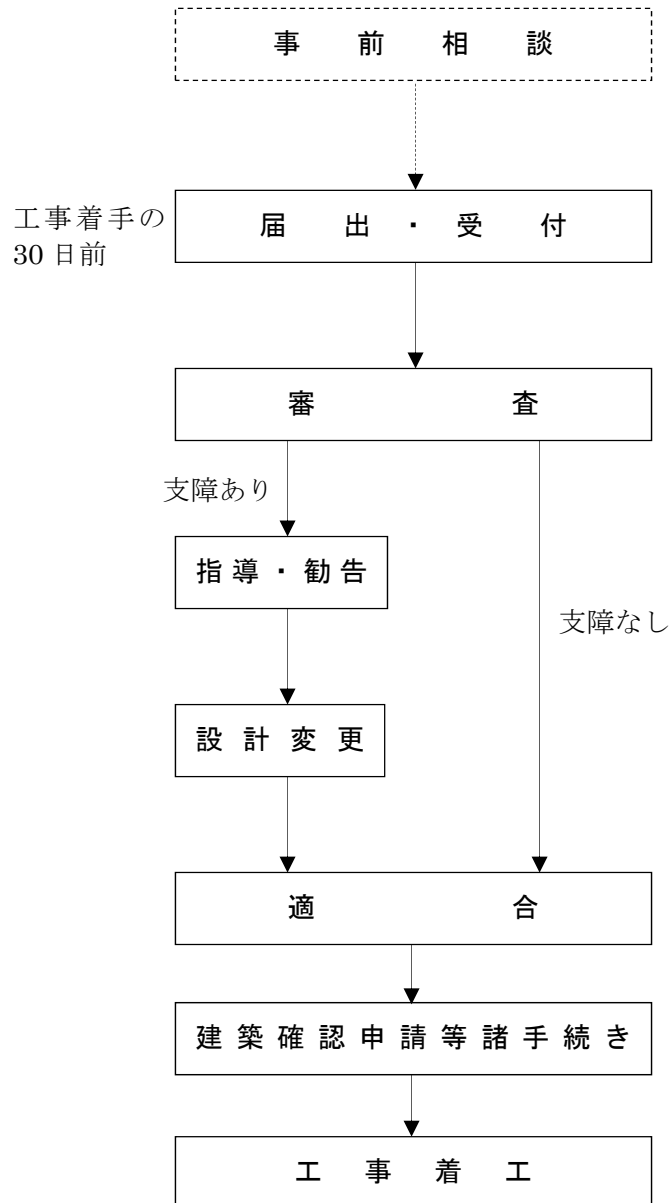
〒270-1396 印西市大森2364-2

TEL 0476-33-4653 (直通)

0476-42-5111 (代表)

FAX 0476-42-0028

## ■届出の手順



## 2 届出書の様式

別記様式第十一の二（都市計画法施行規則第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

印 西 市 長 様

届出者 住所

氏名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{ 土地の区画形質の変更  
 建築物の建築又は工作物の建設  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 印西市
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			平方メートル
(2) 建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）			
(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合 計	
(i) 敷地面積			平方メートル	
(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
(iii) 延べ面積	( 平方メートル)	( 平方メートル)	( 平方メートル)	
(iv) 高さ 地盤面から メートル	(vi) 用途			
(v) 緑化施設の面積 平方メートル	(vii) 垣又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 平方メートル	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			平方メートル

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
- (1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の ( ) の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- 用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄（同欄中の ( ) は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

代理人連絡先 住所 氏名 (担当 ) 電話番号

適合印

受付印

### 3 注意事項

#### 注 意 事 項

1. この届出書は印西市都市建設部都市計画課へ正副2部提出して下さい。
2. この届出書中該当する項目のみに記入、又は○で囲んで下さい。
3. この届出書は、行為着手予定日の30日以上前に提出して下さい。
4. 行為の場所は、市名から番地まで明確に記述して下さい。
5. この届出書に添付する図面等は以下のとおりです。
  - (1) 土地の区画形質の変更
    - ア 案内図 (縮尺1/2, 500程度)
    - イ 位置図……当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び当該区域周辺の公共施設の位置関係がわかる図面 (縮尺1/1, 000以上)
    - ウ 設計図……平面図、断面図、求積図など計画内容が計画となる図面 (縮尺1/100以上)
  - (2) 建築物の建築又は工作物の建築(垣、柵及び広告塔、広告板を含む)
    - ア 案内図 (縮尺1/2, 500程度)
    - イ 配置図……敷地内における建築物、工作物及び垣、柵等の位置を表示し、かつ建築物等の壁面又はこれに代わる柱の面と敷地境界の距離を明確に表示する図面。 (縮尺1/100以上)
    - ウ 平面図・立面図……立面図は二面以上。建築物にあつては各階平面図を添付。
      - ・断面図 垣、さく又は工作物を設ける場合は断面図又は構造図。  
屋根及び壁面の色彩を記載すること。また、可能な限りマンセル表示とする。 (縮尺1/50以上)
    - エ 求積図……土地及び建築物に関する求積図・求積表 (縮尺1/100以上)
  - (3) 建築物等の用途の変更
    - ア 案内図 (縮尺1/2, 500)
    - イ 配置図……敷地内における建築物、工作物及び垣、柵等の位置を表示し、かつ建築物等の壁面又はこれに代わる柱の面と敷地境界の距離を明確に表示する図面。 (縮尺1/100以上)
    - ウ 平面図・立面図……立面図は二面以上。建築物にあつては各階平面図を添付。
      - ・断面図 垣、さく又は工作物を設ける場合は断面図又は構造図。  
屋根及び壁面の色彩を記載すること。また、可能な限りマンセル表示とする。 (縮尺1/50以上)
  - (4) 当該行為に関する諸証明、許可書、その他参考となるべき事項を記載した図面や書類があれば添付して下さい。
6. 提出された届出書に不明な点や不備があった場合、届出者(委任を受けた者)に連絡することがあります。
7. 届出者以外の方が届出書の作成又は提出を行う場合は、届出者の委任状を添付して下さい。(委任を受けた者の連絡先を必ず記載して下さい。)
8. 松崎地区地区計画等で、工場の届出をする場合には「工場調書」を添付してください。
9. 危険物を取り扱う建築物の場合には、「危険物調書」を添付してください。